

(2) 学校における学習・個別支援の充実

○ 学習支援・個別支援の実施

- ・ 学習等に課題を抱える生徒が将来に夢や希望を持てるように、自律的に学習できるように支援するとともに、基礎学力補習や進路補習の取組を行うことにより学力向上を図ります。
- ・ 生徒が自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現につなげることができるよう、キャリア・パスポートなどを活用し進路意識の醸成を図るとともに、地域と連携して体験的な学習やライフデザインを考える学習を進めるなど、個々の状況に応じた支援を行います。
- ・ 勤労青少年の高等学校への就学の機会を保障するとともに、働きながら学ぶ生徒の健康の保持増進を図るため、夜間学校給食を推進します。
- ・ 義務教育段階の学び直しが必要な生徒に対して、退職教職員等が学習をサポートし、修学を継続するための支援を行います。
- ・ 高校に就職支援教員を配置し、就職希望生徒に対する就職相談、求人事業の開拓等を行い就職を支援します。
- ・ 特別支援学校生徒を対象に、外部機関等と連携し清掃や接客など4分野の職種別技能を客観的に評価する京しごと技能検定を実施することで、職業的自立と就労意欲の向上を目指します。

◆ 不登校児童生徒への支援の充実(一部再掲)

- ・ ひきこもりがちな不登校生徒に対して、脱ひきこもり支援センター(早期支援特別班)が学校等と連携し、不登校生徒の個々の状況に応じた支援を実施します。

(3) 地域における支援の充実

◆ 相談支援体制の充実(支援を必要とする子どもを確実に支援につなぐ仕組みづくり)(一部再掲)

- ・ SNS等を活用し、子ども自身がSOSを発信できる仕組みや相談窓口等の情報を入手できる仕組みを構築し、高校中退者や中卒者など支援が届いていない、又は届きにくい子どもたちにも相談しやすい環境を整備します。
- ・ 自立就労サポートセンターを通じた定時制・通信制高校生や高校中退者の就労支援を進めます。
- ・ 相談窓口から京都府や市町村等の担当窓口へと支援を必要とする者を円滑に誘導できるようマニュアルを整備するとともに相談窓口の専門機関としての質の向上を図ります。

○ 相談支援体制の整備

- ・ 青少年支援団体等と連携した居場所づくりや、一人ひとりに適した学習支援や体験活動等による寄り添い型支援の推進により、少年非行の未然防止を図ります。〈再掲〉

支援を必要とする者

【施策の方向性】

- ・ 高校を中退した者やひきこもりなど、社会的自立に向けて支援が必要な若者などに対して、適切な社会生活が営めるよう、寄り添い支援に取り組みます。
- ・ 声を上げられない、声を上げづらい子どもたちにいかに気付いていけるかという観点から、多様化する困窮に対応するため国籍や家庭環境に関わらず、すべての子どもや家庭への支援に取り組みます。

【具体的な取組】

(1)若者への生活支援・就業支援の充実

◆ 支援体制の整備

- ・ 中卒後未就労者や高等学校中退者など、所属がなく支援が届いていない、又は届きにくい子どもに対して、学校や福祉等による支援に加え、SNSを活用した相談窓口の提供など継続的に支援を行える体制づくりを目指します。
- ・ 社会生活や進学等に不安や孤立感を抱える児童養護施設退所児童等に対し、退所前から施設と連携しながら相談・支援を行うとともに、関係団体等と連携し、気軽に相談できる居場所を設置するほか、生活資金や家賃等の貸付け、シェアハウスの活用など、自立した社会生活に向けて支援します。

○ 若者に対する就職・定着支援の推進

- ・ 若者がその希望と能力に応じた職業に就くことを促進するため、「京都府若者の就職等の支援に関する条例」に基づき、若者の就職・定着支援をオール京都で実施します。

○ ひきこもり・非行児童対策の推進

- ・ 脱ひきこもり支援センターにより、ひきこもりの早期把握・支援を行うとともに、訪問応援チーム「チーム絆」による相談支援や支援ネットワークの構築、社会参加支援を行う団体への補助、職親事業等を実施し、ひきこもり当事者の社会適応・自立までを一体的に支援します。
- ・ 非行等の問題を抱える若者に対して、一人ひとりに適した支援プログラムによる寄り添い型支援や、青少年支援団体等と連携した居場所づくりの推進により、非行再犯防止を図ります。

(2)ひとり親家庭等への支援

◆ ひとり親家庭の子どもの生活の質への支援

- ・ ひとり親家庭等の子どもが親の就労環境により生活の質の低下につながらないように、市町村やひとり親家庭自立支援センター、地域団体等を通じて支援を図ります。

◆ ひとり親家庭「支援推進月間」の創設

- ・ ひとり親家庭に対する支援施策の周知を図り、必要な支援につなぐとともに、ひとり親家庭の親や子が社会で孤立することのないよう、社会全体で見守り支える機運の醸成を図ります。

◆ ひとり親家庭自立支援センターの機能強化

- ・ 親への支援計画の作成に当たり、子どもの思いも聞き反映を図るなど、子ども自身が将来の目標を持ち成長できるよう支援します。

3 経済的支援

【施策の方向性】

- ・ 貧困の連鎖を解消するために、家計を支える親の就労支援や子どもに対する就・修学に必要な経済的支援を、生活基盤が安定するまで継続して実施します。

【具体的な取組】

(1) 家計を支える親への就業支援

◆ 支援体制の整備

- ・ 生活保護世帯や生活困窮世帯等を中心に子ども支援だけでなく、保護者交流会等親支援を行います。
- ・ ひとり親家庭の親や子の安定した就労に結びつけるために、就職に有利な資格取得支援などの取組を進めます。
- ・ 京都ジョブパーク等と連携し、困難な状況にある家庭の親と子どもに対する就労支援を進めます。

(2) 子育てや就・修学等に係る経済的支援

◆ 高等教育無償化や給付型奨学金制度を活用した支援

- ・ 高等教育の無償化制度や給付型奨学金制度を活用し、困難な状況にある家庭の子どもたちが安心して進学し、夢を実現できるよう支援を行います。

○ 子育てに係る保護者の経済面の負担感を減らすための施策や多子世帯等の支援の充実

- ・ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、市町村が実施する3人目以降の0から2歳児の保育料免除事業及び保育所や認定こども園に通う3から5歳児の副食費支援事業を実施します。
- ・ 安心して小児医療を受診できる体制を図るため、中学生までの対象拡大及び自己負担上限額の引き下げを実施した子育て支援医療助成制度を、安定的に維持していけるよう取り組みます。
- ・ すべての子どもが安心して高校等での教育を受けられるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金や授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学のための給付金の充実を図るとともに高等学校修学資金貸与や通学費補助制度等、経済的に困難な家庭への支援の充実を図ります。
- ・ 私立の高校生が安心して勉強に打ち込めるよう、全国トップレベルの「京都式あんしん修学支援制度」を充実します。
- ・ 教育の機会均等を図るため、高校等中途退学者の学び直しに係る授業料を支援します。
- ・ 経済的理由によって就・修学ができないことが生じないよう、子どものライフステージに応じた援護制度をまとめた冊子を作成するなど、その制度の周知を図ります。

(3) 生活安定のための経済的支援

- ひとり親家庭に対する経済的支援及び総合的な取組の推進
 - ・ 貧困の連鎖を断ち切るため、所得の低いひとり親家庭に対して、福祉資金貸付金等の経済支援策の充実を図るとともに、生活支援や就業支援など総合的な取組を推進します。
- 生活保護受給世帯に対する自立支援の推進
 - ・ 生活保護を受給されている方には、就労活動促進費、就労自立給付金等も活用しながら、一人ひとりに応じた就労支援を行い、着実に自立できるよう積極的な支援を行うとともに、生活に困窮されている方には、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等により自立支援の取組を進めます。
- ◆ 就労・奨学金返済一体型支援事業の推進
 - ・ 「就労・奨学金返済一体型支援事業」の推進により、奨学金返済支援制度に取り組む中小企業等を支援し、奨学金の返還を行う若者が安心して働ける企業を増やします。

4 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

【施策の方向性】

- ・ 子どもの貧困の連鎖の解消を図るためには、子どもがおかれている貧困の実状を明らかにし、適切な対策を講じる必要があることから、実態把握の調査研究に取り組みます。

【具体的な取組】

(1) 調査研究の実施

- 施策を適切に推進するためには、子どもがおかれている貧困の実状(生活や学力等)を適切に把握する必要があることから、実態把握の調査研究に取り組み、その分析を行った上で対策に活かします。

V 重点施策体系

1 連携推進体制の構築

(1) 地域における教育と福祉の連携体制の強化

- ・学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備
- ・まなび・生活アドバイザー等人材育成の推進
- ・こどもの学習・生活を支援するネットワークの構築
- ・外部専門家の派遣による福祉関係機関との連携推進
- ・教職を目指す大学生等による学習支援の補助

(2) 関係機関・団体の連携推進

- ・市町村における子どもの貧困対策の窓口の明確化
- ・福祉圏域における地域ネットワークの強化
- ・きょうとこどもの城づくり事業の推進
- ・市町村支援の充実
- ・幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進
- ・学校等が実施するキャリア教育への支援

2 ライフステージに応じた子どもへの支援

就学前

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

- ・市町村母子保健・福祉施策との連携
- ・乳児家庭全戸訪問等による養育環境の早期把握
- ・健診未受診児童の早期把握及び体制整備
- ・母子保健と子育て支援専門職員を配置し訪問支援
- ・医療機関等との連携による若年妊婦などの早期把握

(2) 保育・幼児教育の充実

- ・保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携強化
- ・保育所・認定こども園・幼稚園等の整備及び保育士・保育教諭・幼稚園教諭の人材確保及び質の向上
- ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭に対する研修の実施
- ・保育の魅力の発信や保育・教育経験者の再就業支援
- ・保育所や認定こども園等の就業環境の整備促進
- ・子どもを安心して育てられるよう子育て環境の向上
- ・就学前後の切れ目のない家庭教育支援
- ・幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置
- ・児童養護施設における家庭的養護や里親制度の推進

小・中学生期

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

- ・まなび・生活アドバイザー(京都式SSW)の配置を推進
- ・スクールカウンセラーなど専門スタッフの配置拡充
- ・教職員に対する子どもの貧困問題の研修の実施
- ・支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化
- ・京都府私学修学支援相談センターへの運営支援
- ・不登校やいじめ問題等への24時間電話相談等の推進
- ・児童養護施設における家庭的養護や里親制度の推進

(2) 学校における学習・個別支援の充実

- ・小学校入学時から一人ひとりの状況に応じた支援
- ・小学校段階からの放課後学習などの学習支援
- ・発達の段階に応じたキャリア教育の推進
- ・子どもの様々な夢の実現を応援する取組の推進
- ・子どもの食に係る体験や関心を持つ食育の推進
- ・基礎学力の充実と希望進路の実現に向けた中学生への補充学習の実施
- ・「認知能力」と「非認知能力」を育成する学校モデルの構築
- ・不登校児童生徒への支援の充実

(3) 地域における支援の充実

- ・相談支援体制の充実(支援を必要とする子どもを確実に支援につなぐ仕組みづくり)
- ・ひとり親家庭等子どもへの自然体験活動の機会等の提供
- ・放課後児童クラブの整備など子育て環境の向上
- ・NPO・自治会等と連携による学習できる環境づくり
- ・小学生とその保護者への食生活支援等の実施
- ・子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進
- ・フリースクール等との連携による不登校の子どもの支援
- ・不登校傾向にある子どもと保護者に対する支援
- ・社会全体で子育てを支援する風土づくりの推進
- ・非行に走らないための居場所づくり等の推進

高校生期～

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

- ・まなび・生活アドバイザー(京都式SSW)の配置を推進
- ・スクールカウンセラーなど専門スタッフの配置拡充
- ・清明高校や清新高校において、単位制を活かした柔軟な教育システムを通じ個々の生徒の社会的自立を支援
- ・教職員に対する子どもの貧困問題の研修実施
- ・スクールカウンセラー等による相談体制の充実・個別補習
- ・京都府私学修学支援相談センターへの運営支援
- ・支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化
- ・不登校やいじめ問題等への24時間電話相談等の推進

(2) 学校における学習・個別支援の充実

- ・課題を抱える高校生への基礎学力補習等の実施
- ・個々の状況に応じたキャリア教育の推進
- ・高等学校定時制課程生徒への夜間学校給食の推進
- ・義務教育段階の学び直しへの支援を実施
- ・高校に就職支援員を配置し就職希望生徒の就業を支援
- ・特別支援学校生徒の職業的自立と就労意欲の向上
- ・不登校児童生徒への支援の充実

(3) 地域における支援の充実

- ・相談支援体制の充実(支援を必要とする子どもを確実に支援につなぐ仕組みづくり)
- ・非行に走らないための居場所づくり等の推進

支援を必要とする者

(1) 若者への生活支援・就業支援の充実

- ・所属がなく支援が行き届きにくい子どもに対して継続的に支援を行う仕組みづくりを目指す
- ・児童養護施設等退所者等に対する寄り添い支援の充実
- ・「京都府若者の就職等の支援に関する条例」による若者の就職・定着支援
- ・退所児童等のシェアハウス整備などの自立支援
- ・「チーム絆」によるひきこもり当事者への訪問等支援
- ・非行再犯防止のための寄り添い型支援等の推進

(2) ひとり親家庭等への支援

- ・ひとり親家庭の子どもの生活の質への支援
- ・ひとり親家庭「支援推進月間」の創設
- ・ひとり親家庭自立支援センターの機能強化

3 経済的支援

(1) 家計を支える親への就業支援

- ・生活困窮世帯等の保護者交流会等親支援の実施
- ・ひとり親家庭の親や子に対する資格取得支援
- ・ジョブパーク等と連携した就労支援

(2) 子育てや就・修学等に係る経済的支援

- ・高等教育無償化や給付型奨学金制度の活用
- ・多子世帯の3人目以降の子に係る保育料の軽減及び副食費支援事業を実施
- ・子育て支援医療助成制度の取組
- ・高等学校等修学支援金等、低所得世帯への支援充実
- ・「京都式高校生あんしん修学支援制度」の充実
- ・高校等中途退学者の学び直しに対する授業料の支援
- ・各種援護制度をまとめた冊子等による制度周知

(3) 生活安定のための経済的支援

- ・ひとり親家庭への福祉資金貸付金等の充実
- ・生活保護受給者・生活困窮者の就労・自立支援の充実
- ・就労・奨学金返済一体型支援事業の推進

4 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

(1) 調査研究の実施

- ・今後の施策反映のための子どもの貧困の実態調査

VI 参考資料：用語解説

頁	用語	解説
4	相対的貧困率	可処分所得(直接税・社会保険料・資産・現物給付を除いた収入)を低い順に並べた場合の中央値(真ん中の順位の人)の所得)を算出する。その中央値の50%を貧困線とし、これを下回る所得しか得ていない世帯の割合
11 15 16 18	まなび・生活アドバイザー	福祉関係機関等とのネットワークを構築することで児童生徒の環境を改善し、社会的自立につなげる者
13	乳児家庭全戸訪問	生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、養育環境の把握等を行う市町村事業
13 14	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点
14	幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼児教育・保育施設への巡回・助言や研修等を行う者
14 15	里親制度	親の病気や虐待など様々な事情により、養育が困難となった児童を受け入れ、家庭的な環境の下での養育を提供する制度
15 18	京都府私学修学支援相談センター	京都府内の私立小学校・中学校・高等学校に在籍している児童・生徒及びその保護者を対象に不登校をはじめとした様々な問題の解決に向け、相談や学習支援を行う京都府私立中学高等学校連合会の支援センター
16	教育支援センター	不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む)を行う施設。府内18市町が設置
16 19 20	脱ひきこもり支援センター	ひきこもりの実態把握から社会適応、自立までを一体的に支援するための拠点として、平成29年4月に家庭支援総合センター内に設置。福知山総合庁舎内にサテライトを設置
17	フリースクール	一般にNPO等の民間団体が運営し、不登校児童生徒に学習機会や居場所を提供している施設。京都府では府内6施設を府認定フリースクールとして連携協力
19	自立就労サポートセンター	長期間離職されている方や、様々な理由等によりただちに就労することが困難な方を対象とした自立就労支援拠点。本人の状態に応じて相談から就職・定着までの包括的な支援、中間的就労や就労体験の受入先企業の開拓、福祉事務所等と連携した自立のための支援等を実施
12 16 18	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中でも自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育
20	チーム絆	脱ひきこもり支援センターと民間支援団体6団体が協働して、ひきこもり状態にある方とその家族を支援する仕組み
20	職親事業	ひきこもりの方の就労体験を受け入れる事業所を「職親」として認定し、1日から1箇月程度の就労体験活動を実施する事業
21	京都ジョブパーク	行政、労働者団体、経営者団体等による「地域で支える共同運営方式」を採用し、学生から高年齢者、女性、障害のある方等、幅広い層の求職者に対し、相談から就職、職場への定着まで、ワンストップで支援する総合就業支援拠点。平成31年には中小企業人材確保・多様な働き方推進センターを開設し、京都企業の人材確保、就業環境改善に向けた取り組みを強化
22	福祉資金貸付金	ひとり親家庭の親の経済的自立と児童福祉の増進を目的とした修学資金・就学支度資金等の貸付制度
22	就労活動促進費	生活保護受給者のうち、早期に就労による保護脱却が可能と生活保護実施機関が判断する者で、活動要件を満たす者に対して月額5,000円を原則6か月以内の期間において支給するもの
22	就労自立給付金	生活保護受給者の就労による自立の促進を目的に、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して給付金を支給するもの
22	就労・奨学金返済一体型支援事業	京都府内の中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を設ける中小企業等に対し、当該企業等の負担額の一部を支援する事業

子供の貧困に関する指標比較表<国の大綱ベース>

No.	新指標	京都府数値	全国数値	備考	国数値の根拠
1	生活保護世帯の子供の高等学校等進学率	94.5% (96.1%)	93.7% (90.8%)		厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部を含む。)の卒業生数 分子：高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学者数 H30.4.1現在(前回H25.4.1)
2	生活保護世帯の子供の高等学校等中退率	6.3% (2.9%)	4.1% (5.3%)		厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数 分子：その年の翌年3月までに中退した者の数 H30.4.1現在(前回平成25.4.1)
3	生活保護世帯の子供の大学等進学率	44.1% (21.7%)	36.0% (32.9%)		厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校(高等課程又は一般課程)、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数 分子：大学、短期大学、専修学校(専門課程又は一般課程)、各種学校への進学者数 H30.4.1現在(前回H25.4.1)
4	児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	100% (100%)	95.8% (96.6%)		厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：その年度末に中学校を卒業した者の数 分子：その年度の翌年度(5月時点)に高等学校等又は専修学校等に進学している者の数 H30.5.1現在(前回H25.5.1)
5	児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	63% (6.3%)	30.8% (22.6%)		厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校(3学年)を修了した者の数 分子：大学、短期大学、高等専門学校(4学年に進級した者)、専修学校、各種学校、公共職業訓練施設への進学者数 H30.5.1現在(前回H26.5.1)
6	ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)	母子 85.3% (87.3%) 父子 81.3% (96.0%)	81.7% (72.3%)		国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査(前回平成23年度調査) 府：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査(前回平成23年調査) 分母：母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者の数 分子：保育先が保育所、幼稚園、認定こども園である割合
7	ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)	-	95.9% (93.9%)		国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査(前回平成23年度調査) 府：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査(前回平成23年調査) 分母：母子世帯又は父子世帯の16歳の者の数分子：高等学校、高等専門学校在籍者数
8	ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)	母子 65.3% (48.6%) 父子 63.2% (41.2%)	58.5% (41.6%)		国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査(前回平成23年度調査) 府：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査(前回平成23年調査) 分母：母子世帯又は父子世帯の18歳の者の数 分子：大学、短期大学、専修学校、各種学校の在籍者数
9	全世帯の子供の高等学校中退率	1.0% (1.6%)	1.4% (1.5%)	新規	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 分母：高等学校在籍者数分子：高等学校中退者数 平成30年度調査(前回平成24年度調査)
10	全世帯の子供の高等学校中退者数	750人 (1,156人)	48,594人 (51,781人)	新規	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 平成30年度調査(前回平成24年度調査)
11	SSWによる対応実績のある学校の割合(小学校)	100% (8.5%)	50.9% (18.0%)	新規	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(前回24年度調査) 分母：全公立小学校数分子：補助事業を活用したSSWによる対応実績のある小学校の数
12	SSWによる対応実績のある学校の割合(中学校)	100% (18.0%)	58.4% (23.8%)	新規	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(前回平成24年度調査) 分母：全公立中学校数 分子：補助事業を活用したSSWによる対応実績のある中学校の数
13	SCの配置率(小学校) (巡回派遣校含む)	100% (84.7%)	67.6% (37.6%)		平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(前回平成24年度) 分母：全公立小学校数分子：補助事業を活用したSCが配置された小学校の数
14	SCの配置率(中学校) (巡回派遣校含む)	100% (100%)	89.0% (82.4%)		平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(前回平成24年度) 分母：全公立中学校数 分子：補助事業を活用したSSWによる対応実績のある中学校の数

15		就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	62.5% (58.3%)	65.6% (47.5%)	新規	平成29年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ(前回平成26年度) 分母:全回答市町村数 分子:「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村数
16		新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	48.0% (-)	47.2% (-)	新規	平成30年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母:全回答市町村数分子:「前年度までに実施」と回答した市町村数
17		新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	52.0% (-)	56.8% (-)	新規	平成30年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母:全回答市町村数分子:「前年度までに実施」と回答した市町村数
19		日本学生支援機構の給付型奨学金利用者数(学校種別)	-	-	新規	高等学校の修学支援新制度(給付型奨学金、授業料等減免)を当該年度において利用した者の数 ※高等教育の修学支援新制度については令和2年4月より開始。 (出所:独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ)
20	生活の支援	滞納経験(電気・ガス・水道) ひとり親世帯		電気 14.8% ガス 17.2% 水道 13.8% (-)	新規	生活と支え合いに関する調査(特別集計):平成29年度調査 分母:ひとり親世帯数 分子:滞納があったと答えた世帯数
21		滞納経験(電気・ガス・水道) 子供のいる全世帯		電気 5.3% ガス 6.2% 水道 5.3% (-)	新規	生活と支え合いに関する調査(特別集計):平成29年度調査 分母:子供がいる世帯数 分子:滞納があったと答えた世帯数
22		過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験(ひとり親世帯)		食品 34.9% 衣服 39.7%	新規	生活と支え合いに関する調査(特別集計):平成29年度調査 分母:ひとり親世帯数 分子:「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数
23		過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験(子供のいる全世帯)		食品 16.9% 衣服 20.9%	新規	生活と支え合いに関する調査(特別集計):平成29年度調査 分母:子供がいる世帯数 分子:「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数
24		子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合(ひとり親世帯)		相談 8.9% お金援助 25.9%	新規	生活と支え合いに関する調査(特別集計):平成29年度調査 分母:個人票の有効回答者のうち、子供がいる世帯に属する個人の数 分子:「頼れる人がいない」と回答した個人の数 注)等価世帯所得の十分位階級とは、世帯を等価世帯所得(世帯人員数を勘案した世帯所得)の低い方から高い方に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十等分したもので、低い方のグループから第1十分位、第2十分位……第10十分位という。なお、平成29年度調査では税・社会保険料を引いた可処分所得について調査。
25		子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合(等価世帯所得第1~3十分位)	-	相談 7.2% お金援助 20.4%	新規	
26	保護者の就労支援	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	89.3% (83.5%)	80.8% (-)		平成27年国勢調査 分母:父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親の数 分子:就業者数
27		ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	92.9% (90.7%)	88.1% (-)		平成27年国勢調査 分母:母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親の数 分子:就業者数
28		ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)	39.6% (-)	44.4% (-)	新規	平成27年国勢調査 分母:母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親のうち、就業している者の数 分子:正規の職員及び従業員の数
29		ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯)	60.5% (-)	69.4% (-)	新規	平成27年国勢調査 分母:父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親のうち、就業している者の数 分子:正規の職員及び従業員の数
30		子供の貧困率(国民生活基礎調査)	-	13.9% (16.3%)		平成27年国民生活基礎調査(前回平成24年調査) 分母:子供(17歳以下)の数 分子:等価可処分所得の中央値の半分(貧困線)に満たない子供の数

31	子供の貧困率(全国消費実態調査)	—	7.9% (9.9%)	新規	平成26年全国消費実態調査(前回平成21年調査) 分母: 子供(17歳以下)の数 分子: 等価可処分所得の中央値の半分(貧困線)に満たない子供の数
32	子供がいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率(国民生活基礎調査)	—	50.8% (54.6%)		平成27年国民生活基礎調査(前回平成24年) 分母: 子供がいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)のうち、大人(18歳以上)が一人の世帯の世帯員数 分子: 等価可処分所得が貧困線に満たない子供のいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の世帯員数
33	子供がいる現役世帯のうち大人が2人の貧困率(全国消費実態調査)	—	47.7% (62.0%)	新規	平成26年全国消費実態調査(前回平成21年調査) 分母: 大人(18歳以上)一人と子供(17歳以下)からなる世帯の世帯員数 分子: 等価可処分所得が貧困線に満たない大人一人と子供からなる世帯の世帯員数
34	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯)	—	42.9% (37.7%)	新規	平成28年度全国ひとり親世帯等調査 分母: 母子世帯の親の数 分子: 養育費の取り決めをしている親の数
35	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子世帯)	—	20.8% (17.5%)	新規	平成28年度全国ひとり親世帯等調査 分母: 父子世帯の親の数 分子: 養育費の取り決めをしている親の数
36	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(母子世帯)	—	69.8% (77.5%)	新規	平成28年度全国ひとり親世帯等調査(特別集計) 分母: 母子世帯の子供の数 分子: 養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数
37	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(父子世帯)	—	90.2% (92.6%)	新規	平成28年度全国ひとり親世帯等調査(特別集計) 分母: 父子世帯の子供の数 分子: 養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数

経済的支援

※()内は前回大綱値

子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成25年6月26日
法律第64号

- 第一章 総則(第1条—第7条)
第二章 基本的施策(第8条—第14条)
第三章 子どもの貧困対策会議(第15条・第16条)
附則

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第5条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第7条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。